

9. 介護保険に関すること

主管:健康福祉課

経緯

平成 12 年度の介護保険制度開始からの介護認定審査会の設置及び運営は、木曾広域連合が行っている。

また、平成 15 年度の介護保険料改定に合わせ、それまで構成町村ごとに行ってきた保険者業務は、保険財政安定を主な目的に広域連合に移管され、広域連合策定の介護保険事業計画に基づく保険者業務が開始された。

平成 30 年度からは第 7 期介護保険事業計画による事業を実施する。

現状と課題

現状 木曾広域連合が保険者として対象とする地域は 6 町村、被保険者数は約 11,300 名、総務費、給付費と地域支援事業費等、28 年度介護保険特別会計歳出決算額は、約 39 億円という規模となった。

当広域連合で行う事務は、保険者としての介護保険業務全般であるが、住民の利便性に配慮し、窓口業務、認定調査業務など一部の事務は町村との連携対応となっている。

課題 サービス給付の検討、給付実績の分析、認定審査委員及び認定調査員の資質向上、また、介護予防事業、事業所指定事務等多岐に渡る事務の適正化及び効率化が今後も必要である。

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する「地域包括支援センター」を中核拠点とした、要介護・要支援になるおそれのある高齢者を対象とした運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり、認知症予防等を含めた総合的な介護予防事業、総合相談・支援事業、虐待防止等の権利擁護事業の充実が求められている。

また、平成 30 年度からの第 7 期介護保険事業計画では、住民意識動向を参考に、地域の実状に合う介護給付、介護予防事業とすることが必要である。

今後の方針

住民が安心できるよう、より使いやすく、利便性の高い介護保険運営を適切に行っていく。

介護給付事業は、給付実績の分析に基づき、国保連情報と連動する給付適正化事業をより推進する。また、住民の視線に立った、充実したサービス供給体制の整備について検討を行う。

介護予防事業は、地域包括支援センターを中核拠点として高齢者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業等について、広域的対応の研究を進める。

また、後期高齢者の増加に伴う介護ニーズに的確に対応する従事者の養成を検討していく。

施 策

- 1 第7期介護保険事業計画策定・保険料算定
 - ① 事業計画策定懇話会の実施
- 2 適切な介護保険業務の運営
 - ① 介護認定の客観性・公平性の確保
 - ② 給付管理の適正化推進
- 3 介護予防の効果向上に関わる広域的対応
- 4 地域で高齢者を支えていく体制づくりの検討
- 5 認知症高齢者の増加を、住民と共に考え、支えていく有効な方法の検討と対応